

(参考) 平成 24 年 5 月 29 日に土砂災害警戒情報発表基準の暫定的な運用を見直す発表区域

県	見直す内容	
北海道	通常基準まで引き上げる	新ひだか町
宮城県	通常基準まで引き上げる	七ヶ浜町、角田市、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、七ヶ宿町、大崎市西部、色麻町、加美町、栗原市西部
	通常基準の 6 割から通常基準の 8 割に引き上げる	仙台市東部、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理町、山元町、松島町、利府町、大和町東部、大郷町、富谷町、石巻市、東松島市、女川町、大崎市東部、涌谷町、美里町、気仙沼市、南三陸町、登米市、栗原市東部、仙台市西部、大和町西部、大衡村、白石市、蔵王町、川崎町
茨城県	通常基準まで引き上げる	土浦市、石岡市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、東海村、美浦村、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、牛久市、守谷市、大洗町、大子町、阿見町、河内町、八千代町、五霞町、境町
	通常基準の 5 割から通常基準の 7 割に引き上げる	日立市、水戸市、茨城町、神栖市
奈良県	通常基準の 5 割から通常基準の 8 割に引き上げる	五條市南部、野迫川村、十津川村
	通常基準の 5 割から通常基準の 6 割に引き上げる	御杖村、東吉野村、川上村、黒滝村、天川村